

三九八	円借款の供与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件	一四	三	三九八	食糧援助に関する日本国政府とニジエール共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二四	三	三九八	コモロ連合政府に対する贈与に関する日本国政府とコモロ連合政府との間の書簡の交換に関する件	二四	三	二二一	○財務省 — 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	八	187
三九〇	国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバン関係者等を指定する件の一部を改正する件	一五	特97	三九九	ニジエール共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とニジエール共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二四	三	四〇六	国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる南スーダンにおける平和等を脅かす行為等に関与した者等を指定する件の一部を改正する件	二五	198	二二二	— 政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	八	187
三九二	地中海漁業一般委員会に関する協定からの日本国の脱退に関する件	二七	二	四〇〇	バングラデシュ人民共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とバングラデシュ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二四	三	四〇七	国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件の一部を改正する件	二五	198	二二九	— 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	八	187
三九三	円借款の供与に関する日本国政府とミャンマー連邦共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二二	二	四〇一	インド政府に対する贈与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件	二四	三	四〇八	国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となる中央アフリカ共和国における平和等を損なう行為等に関与した者等を指定する件の一部を改正する件	二五	198	二二〇	— 政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	八	187
三九四	ベトナム社会主義共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二二	二	四〇二	ナミビア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とナミビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二四	三	四〇九	国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件	二五	198	二二一	— 個人の各年分の事業所得の金額の計算上必要経費に算入する租税特別措置法第二十八条第一項第四号に掲げる負担金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する同法第六十六条の十一第一項第五号に掲げる負担金に係る公益法人等並びに基金及び期間を指定する件の一部を改正する件	八	187
三九五	モンテネグロ政府に対する贈与に関する日本国政府とモンテネグロ政府との間の書簡の交換に関する件	二二	三	四〇三	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とエルサルバドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二四	三	四一〇	国際連合安全保障理事会決議に基づく移動の制限及び資産凍結等の措置の対象となるコンゴ民主共和国に対する武器禁輸措置等に違反した者等を指定する件の一部を改正する件	二五	198	二二二	— 政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示	八	187
三九六	チリ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とチリ共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二二	三	四一〇	ケニア共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二四	三	四一一	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二八	七	二二三	— 個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示	八	187
三九七	パキスタン・イスラム共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とパキスタン・イスラム共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二二	三	四一五	人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とケニア共和国政府との間の書簡の交換に関する件	二四	三	四一六	円借款の供与に関する日本国政府とインド政府との間の書簡の交換に関する件	三〇	三	二二四	— 国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示	八	187